



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則（行政管理課）…………… 1
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則（自然保護・緑化推進課）…………… 1

告 示

- 沖縄振興特別措置法に基づく保全利用協定の認定の申請（自然保護・緑化推進課）…………… 12
- 歳入の収納の事務の委託（青少年・子ども家庭課）…………… 13
- 特定計量器の定期検査（消費・暮らし安全課）…………… 13
- 漁業の免許の内容たるべき事項等の事前決定（水産課）…………… 14

公 告

- 沖縄県獣医師選考採用試験の実施（人事課）…………… 26
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（消費・暮らし安全課）…………… 28
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（警察本部運転免許課）…………… 28
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（警察本部運転免許課）…………… 29

訓 令

- 文書管理規程の一部を改正する訓令（総務私学課）…………… 31
- 辺野古新基地建設問題対策課設置規程（行政管理課）…………… 32

選挙管理委員会事項

- 豊見城市長選挙における選挙の効力に関する審査の申立てに対する裁決…………… 32

正 誤

- 平成27年 2月 2日付け公報号外第 1号中訂正…………… 37
- 平成27年 5月19日付け公報定期第4347号中訂正…………… 37

規 則

沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 5月29日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

沖縄県規則第49号

沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則

沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第249条の表基地防災統括監の項中「防災危機管理課の事務」の次に「並びに辺野古新基地建設問題対策に関する事務」を加える。

附 則

この規則は、平成27年 6月 1日から施行する。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 5月29日

沖縄県知事職務代理人

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

沖縄県規則第50号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年沖縄県規則第46号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則

第1条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（）」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（）」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

第6条の5の次に次の5条を加える。

（従事者証交付申請書）

第6条の6 省令第13条の9第1項の申請書は、第3号の3様式のとおりとする。

（従事者証再交付申請書）

第6条の7 省令第13条の9第4項の申請書は、第3号様式のとおりとする。

（所在地等変更届出書）

第6条の8 省令第13条の9第5項の規定による主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名の変更の届出に係る届出書は、第3号様式のとおりとする。

（住所等変更届出書）

第6条の9 省令第13条の9第6項の規定による住所又は氏名の変更の届出に係る届出書は、第3号様式のとおりとする。

（従事者証亡失届出書）

第6条の10 省令第13条の9第7項の書面は、第3号様式のとおりとする。

第10条の次に次の8条を加える。

（認定申請書）

第10条の2 省令第19条の2第1項の申請書は、第4号の2様式のとおりとする。

（認定証再交付申請書）

第10条の3 省令第19条の9第4項の申請書は、第3号様式のとおりとする。

（名称等変更届出書）

第10条の4 省令第19条の9第5項の規定による名称及び住所並びに代表者の氏名の変更の届出に係る届出書は、第3号様式のとおりとする。

（認定証亡失届出書）

第10条の5 省令第19条の9第6項の書面は、第3号様式のとおりとする。

（変更認定申請書）

第10条の6 省令第19条の11第1項の申請書は、第4号の3様式のとおりとする。

（認定変更届出書）

第10条の7 省令第19条の12第1項の届出書は、第4号の4様式のとおりとする。

（事業廃止届出書）

第10条の8 法第18条の7第4項の届出書は、第4号の5様式のとおりとする。

（有効期間更新申請書）

第10条の9 省令第19条の13第1項の申請書は、第4号の6様式のとおりとする。

第27条の次に次の4条を加える。

（麻醉銃猟許可申請書）

第27条の2 省令第46条の2第1項の申請書は、第10号の2様式のとおりとする。

（麻醉銃猟許可証再交付申請書）

第27条の3 省令第46条の2第4項の申請書は、第3号様式のとおりとする。

（氏名等変更届出書）

第27条の4 省令第46条の2第5項の規定による氏名又は住所の変更の届出に係る届出書は、第3号様式のとおりとする。

(麻醉銃猟許可証亡失届出書)

第27条の5 省令第46条の2第6項の書面は、第3号様式のとおりとする。

第1号様式中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同様式備考第4項中「「有害鳥獣捕獲（農林水産業被害防止）」」を「「保護（傷病鳥獣）」、「管理（被害防止）」、「管理（数の調整）」」に改め、同様式備考第12項中「第4条第1項第1号」を「第4条第1項」に改め、「こと」の次に「（所持の許可を受けた者以外の者が当該所持の許可を受けた者の監督の下に麻醉銃猟を実施する場合にあっては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第5条第2項に定める人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。）」を加える。

第2号様式中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

第3号様式中「第6条の5」の次に「、第6条の7、第6条の8、第6条の9、第6条の10」を、「第10条」の次に「、第10条の3、第10条の4、第10条の5」を、「第27条」の次に「、第27条の3、第27条の

4、第27条の5」を加え、

住所
ふりがな
氏名

を

住所（所在地）
ふりがな
氏名（名称）

に、「鳥獣の保護及び

狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「住所・氏名変更届出」を、「住所（所在地）・氏名（名称）変更届出」に、「住所・氏名を」を「住所（所在地）・氏名（名称）を」に、

狩猟免許等の種類	<input type="checkbox"/> 許可証 <input type="checkbox"/> 従事者証 <input type="checkbox"/> 承認証（対象狩猟鳥獣の捕獲等） <input type="checkbox"/> 指定 <input type="checkbox"/> 狩猟法許可証 <input type="checkbox"/> 登録票 <input type="checkbox"/> 販売許可証 <input type="checkbox"/> 承認証（特定猟具使用） <input type="checkbox"/> 狩猟免許 <input type="checkbox"/> 狩猟者登録証 <input type="checkbox"/> 狩猟者記章	を
----------	---	---

狩猟免許等の種類	<input type="checkbox"/> 許可証（鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等） <input type="checkbox"/> 従事者証（鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等） <input type="checkbox"/> 承認証（対象狩猟鳥獣の捕獲等） <input type="checkbox"/> 従事者証（指定管理鳥獣捕獲等事業） <input type="checkbox"/> 指定猟法許可証 <input type="checkbox"/> 認定証 <input type="checkbox"/> 登録票 <input type="checkbox"/> 販売許可証 <input type="checkbox"/> 承認証（特定猟具使用） <input type="checkbox"/> 許可証（麻醉銃猟） <input type="checkbox"/> 狩猟免許 <input type="checkbox"/> 狩猟者登録証 <input type="checkbox"/> 狩猟者記章	に、
----------	--	----

※ 旧住所・氏名		を
※ 新住所・氏名		

※ 旧住所（旧所在地） ・氏名（名称）		に改
※ 新住所（新所在地） ・氏名（名称）		

め、同様式備考第2項中「住所・氏名変更届出」を、「住所（所在地）・氏名（名称）変更届出」に、「住所、氏名」を「住所（所在地）、氏名（名称）」に改め、「運転免許証の写」の次に「、定款、登記事項証明書」を加える。

第3号の2様式中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

第3号の3様式（第6条の6関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者の主たる事務所の所在地

申請者の名称

申請者の代表者の氏名 (記名押印又は署名)

指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証の交付申請書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第9項及び同法施行規則第13条の9第1項の規定に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証の交付を受けたいので、以下により申請します。

記

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間	
指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域	
従事者の住所、氏名、職業、生年月日	※別紙名簿のとおり

別紙

指定管理鳥獣捕獲等事業者の従事者名簿

住所	氏名	印	職業	生年月日	※銃器を使用する場合			備考
					所持許可番号	許可年月日	銃砲の種類	

備考 ※については、銃器を使用する場合は、当該従事者が指定管理鳥獣捕獲等事業で使用する全ての銃砲について記載し、銃砲の種類欄には散弾銃（ライフル銃の場合にあつてはその旨）、空気銃等の別について記載すること。

第4号様式中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第15条第4項」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第15条第4項ただし書」に改め、同様式備考第5項中「「有害鳥獣捕獲」を「管理（被害防止）」、「管理（数の調整）」に改め、同様式の次に次の5様式を加える。

第4号の2様式（第10条の2関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者の住所

申請者の名称

申請者の代表者の氏名 (記名押印又は署名)

認定申請書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の3第1項の規定に基づき、鳥獣捕獲等事業が同法第18条の5第1項に規定する基準に適合していることにつき、認定を受けたいので、以下により申請します。

鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法	装薬銃を使用して捕獲等する鳥獣の種類	
	空気銃を使用して捕獲等する鳥獣の種類	
	わなを使用して捕獲等する鳥獣の種類	
	網を使用して捕獲等する鳥獣の種類	
鳥獣捕獲等事業の実施体制	事業管理責任者の役職・氏名	
	捕獲従事者	別紙「捕獲従事者名簿」のとおり
	安全管理体制	
	夜間銃猟の実施	1 有 2 無
鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識		
鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施		

備考

- 1 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 2 申請者の住所欄には、主たる事業所の所在地を記載すること。
- 3 鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法欄には、装薬銃・空気銃・わな・網ごとに対象とする全ての鳥獣を記載すること。
- 4 鳥獣捕獲等事業の実施体制欄のうち、捕獲従事者欄については捕獲従事者名簿を添付すること。
- 5 捕獲従事者名簿の記載に当たっては、次の事項に留意すること。
 - (1) 全ての捕獲従事者は、安全管理講習及び技能知識講習を修了していること。
 - (2) 狩猟免許の種類欄には、捕獲従事者が現に受けている全ての狩猟免許の種類（第一種銃猟免許、第二種銃猟免許、わな猟免許、網猟免許）を記載すること。
 - (3) 銃器を使用する場合は、銃砲の種類欄を記載することとし、当該捕獲従事者が鳥獣捕獲等事業で使用する全ての銃砲の種類（散弾銃（ライフル銃の場合にあつてはその旨）、空気銃等）を記載すること。
 - (4) 夜間銃猟を実施する場合は、捕獲従事者のうち実際に夜間銃猟をする者について、夜間銃猟をする者欄に○を記載すること。なお、全ての夜間銃猟をする者は、夜間銃猟安全管理講習を修了しているとともに、夜間銃猟の技能要件を満たすこと。
 - (5) 救急救命講習の受講の有無欄については、捕獲従事者が受講した場合は○を記載すること。なお、捕獲従事者の半数以上が受講していること。
- 6 鳥獣捕獲等事業の実施体制欄のうち、安全管理体制欄の添付書類は、安全管理規程及び安全管理講習に関する書類を指し、夜間銃猟の実施欄の添付書類は、夜間銃猟安全管理規程及び夜間銃猟安全管理講習に関する書類を指す。
- 7 鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識欄の添付書類は、技能知識講習に関する書類を指す。
- 8 鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施欄の添付書類は、研修に関する書類を指す。
- 9 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

- 10 添付書類は別紙のとおりのほか、沖縄県知事が必要と認める書類とする。
- 11 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別紙

捕獲従事者名簿

氏名	生年月日	狩猟免許の種類	銃器を使用する場合		救急救命講習 の受講の有無
			銃砲の種類	夜間銃猟を する者	

第4号の3様式（第10条の6関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者の住所
 申請者の名称
 申請者の代表者の氏名 （記名押印又は署名）

変更認定申請書

年 月 日付け第 号で認定を受けた鳥獣捕獲等事業の変更について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の7第1項の規定に基づき沖縄県知事の認定を受けたいので、以下により申請します。

認 定 証 の 番 号	
認 定 証 の 交 付 年 月 日	年 月 日

変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後
変 更 の 理 由		
変 更 予 定 日		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第4号の4様式（第10条の7関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者の住所

申請者の名称

申請者の代表者の氏名

(記名押印又は署名)

変更認定を要しない軽微な変更届出書

下記のとおり変更したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の7第3項の規定に基づき、届け出ます。

変 更 前 の 名 称	
変 更 前 の 住 所	(〒)
変更前の代表者の氏名	
認 定 証 の 番 号	
認定証の交付年月日	年 月 日

変更の内容	変更前	変更後
変更の理由		
変更日(又は 変更予定日)		

備考

- 1 申請者の名称、住所又は氏名に変更がない場合は、「変更前の名称」、「変更前の住所」又は「変更前の代表者の氏名」の欄の記載を省略することができる。
- 2 申請書類の変更を伴うときは、変更後の書類を添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第4号の5様式(第10条の8関係)

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所

名称

代表者の氏名

(記名押印又は署名)

認定鳥獣捕獲等事業の廃止届出書

下記のとおり認定鳥獣捕獲等事業を廃止したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の7第4項の規定に基づき、届け出ます。

認 定 証 の 番 号	
認定証の交付年月日	年 月 日
廃 止 し た 日	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第4号の6様式(第10条の9関係)

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者の住所

申請者の名称

申請者の代表者の氏名

(記名押印又は署名)

認定の有効期間の更新申請書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の8第2項の規定に基づき、認定の有効期間

の更新を受けたいので、以下により申請します。

認 定 証 の 番 号	
認 定 証 の 交 付 年 月 日	年 月 日
認 定 を し た 都 道 府 県 知 事 名	

鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法	装薬銃を使用して捕獲等する鳥獣の種類	
	空気銃を使用して捕獲等する鳥獣の種類	
	わなを使用して捕獲等する鳥獣の種類	
	網を使用して捕獲等する鳥獣の種類	
鳥獣捕獲等事業の実施体制	事業管理責任者の役職・氏名	
	捕獲従事者	別紙「捕獲従事者名簿」のとおり
	安全管理体制	
	夜間銃猟の実施	1 有 2 無
鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識		
鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施		
研修の実施状況		

備考

- 1 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 2 申請者の住所欄には、主たる事業所の所在地を記載すること。
- 3 鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法欄には、装薬銃・空気銃・わな・網ごとに対象とする全ての鳥獣を記載すること。
- 4 鳥獣捕獲等事業の実施体制欄のうち、捕獲従事者欄については捕獲従事者名簿を添付すること。
- 5 捕獲従事者名簿の記載に当たっては、次の事項に留意すること。
 - (1) 全ての捕獲従事者は、安全管理講習及び技能知識講習を修了していること。
 - (2) 狩猟免許の種類欄には、捕獲従事者が現に受けている全ての狩猟免許の種類（第一種銃猟免許、第二種銃猟免許、わな猟免許、網猟免許）を記載すること。
 - (3) 銃器を使用する場合は、銃砲の種類欄を記載することとし、当該捕獲従事者が鳥獣捕獲等事業で使用する全ての銃砲の種類（散弾銃（ライフル銃の場合にあってはその旨）、空気銃等）を記載すること。
 - (4) 夜間銃猟を実施する場合は、捕獲従事者のうち実際に夜間銃猟をする者について、夜間銃猟をする者欄に○を記載すること。なお、全ての夜間銃猟をする者は、夜間銃猟安全管理講習を修了していると同時に、夜間銃猟の技能要件を満たすこと。
 - (5) 救急救命講習の受講の有無欄については、捕獲従事者が受講した場合は○を記載すること。なお、捕獲従事者の半数以上が受講していること。
- 6 鳥獣捕獲等事業の実施体制欄のうち、安全管理体制欄の添付書類は、安全管理規程及び安全管理講習に関する書類を指し、夜間銃猟の実施欄の添付書類は、夜間銃猟安全管理規程及び夜間銃猟安全管理講習に関する書類を指す。

- 7 鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識欄の添付書類は、技能知識講習に関する書類を指す。
- 8 鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施欄の添付書類は、研修に関する書類を指す。
- 9 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 10 添付書類は別紙のとおりのほか、沖縄県知事が必要と認める書類とする。
- 11 用紙の大きさは、日本工業規格A 4とする。

別紙

捕獲従事者名簿

氏名	生年月日	狩猟免許の種類	銃器を使用する場合		救急救命講習 の受講の有無
			銃砲の種類	夜間銃猟を する者	

第5号様式から第10号様式までの規定中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

第10号様式の次に次の1様式を加える。

第10号の2様式（第27条の2関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所

氏名

（記名押印又は署名）

職業

生年月日

年

月

日生

麻醉銃猟許可申請書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第38条の2第2項及び同法施行規則第46条の2第1項の規定に基づき、住居集合地域等における麻醉銃猟の許可を受けたいので、以下により申請します。

使用する麻醉薬の名称及び量	
住居集合地域等において麻醉銃猟をしなければならない理由	
捕 獲 の 期 間	
捕 獲 の 区 域	
捕獲等する鳥獣の種類及び数量	
危害の防止のための措置	

麻醉銃の所持許可証の番号及び交付年月日
 (所持許可者以外が実施する場合は人命救助等に従事する者届出済証明書
 の番号及び交付年月日を含む。)

備考

- 1 住居集合地域の麻醉銃猟については、本許可申請のほかに、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第2項の規定に基づく許可申請が必要であり、さらに、必要に応じて同法第37条に基づく危険猟法の許可申請が必要であることを留意すること。
- 2 使用する麻醉薬の名称及び量欄には、使用薬名又は麻醉薬の主成分及び1発射当たりの施用量を明示すること。
- 3 住居集合地域等において麻醉銃猟をしなければならない理由欄には、当該住居集合地域で実施しなければならない理由や、麻醉銃猟によらなければならない理由等を記載すること。
- 4 捕獲の区域欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番(地先)等を記入し、捕獲の場所を明らかにした縮尺1:50,000以上の地形図等を添付すること。
- 5 危害の防止のための措置欄には、人の身体、生命に予期しない危険を及ぼすおそれを回避する観点から行う措置(方法等の工夫等)を具体的に記入すること。
- 6 用紙のサイズは日本工業規格A4判とすること。

別紙

麻醉銃猟許可申請者名簿

住所	氏名	印	職業	生年月日	捕獲する鳥獣の種類及び数量	麻醉銃の所持許可証		※人命救助等に従事する者届出済証明書		備考
						所持許可番号	交付年月日	届出済証明書の番号	交付年月日	

注 ※については、麻醉銃の所持の許可を受けた者以外の者が、所持の許可を受けた者の監督の下に麻醉銃猟を実施する場合に記載する。

第11号様式及び第12号様式中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

第13号様式中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、

「

<input type="checkbox"/> 第2種銃猟免許	6 空気銃(圧縮ガスを使用するものを含む。)	交付年月日	年	月	日
----------------------------------	------------------------	-------	---	---	---

免許の種類	狩猟免許番号	講習会	適正試験の結果		
			視力	聴力	運動能力
網猟免許	号				
わな猟免許	号				
第1種銃猟免許	号				
第2種銃猟免許	号				

を

<input type="checkbox"/> 第2種銃猟免許	6 空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）	交付年月日	年	月	日
----------------------------------	------------------------	-------	---	---	---

免許の種類	狩猟免許番号	講習会	適性試験の結果			※適正試験の免除
			視力	聴力	運動能力	
網猟免許	号					
わな猟免許	号					
第1種銃猟免許	号					
第2種銃猟免許	号					

に、

免許の種類	
記載上の注意事項 1 文字は楷書で明瞭に記載すること。 2 太枠欄には、申請者は記載しないこと。	

を

免許の種類	
(4) 認定鳥獣捕獲等事業の従事者の場合において、狩猟について必要な適性を有することの確認（確認がなされている場合は、適正の確認欄の□にレ印を付すること。）。	
適正の確認	<input type="checkbox"/>
記載上の注意事項 1 文字は楷書で明瞭に記載すること。 2 太枠欄には、申請者は記載しないこと。 3 (4)において、適正の確認がなされている場合は、認定鳥獣捕獲等事業者が当該従事者について、狩猟について必要な適性の確認をした旨の書面を添付すること。	

に改

める。

第14号様式中

「 ※放鳥獣猟区の区域の登録の有無 」

を

※放鳥獣猟区の区域の登録の有無
※鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第65条第1項第7号、第8号又は第9号の該当者であるか否かの別

に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第」に、

1 沖縄県の区域全部	2 放鳥獣猟区の区域
(3) 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別 (対象鳥獣捕獲員である場合は□にレ印を付し、かつ、対象鳥獣捕獲員として所属している市町村の名称を記入する。)	

を

1 沖縄県の区域全部	2 放鳥獣猟区の区域
(3) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第65条第1項第7号、第8号又は第9号の該当者であるか否かの別 (該当の□にレ印を付する。)	
<input type="checkbox"/> 第7号 (許可捕獲等をした者) に該当 <input type="checkbox"/> 第8号 (許可捕獲等に従事した者) に該当 <input type="checkbox"/> 第9号 (認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者) に該当 <input type="checkbox"/> いずれにも該当しない	
(4) 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別 (対象鳥獣捕獲員である場合は□にレ印を付し、かつ、対象鳥獣捕獲員として所属している市町村の名称を記入する。)	

に、

「(4) 免許」を「(5) 免許」に、「(5) 猟銃」を「(6) 猟銃」に、「(6) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「(7) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に、「(7) 職業」を「(8) 職業」に、「(7)は」を「(8)は」に改める。

第15号様式中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第337号

沖縄振興特別措置法 (平成14年法律第14号) 第21条第1項の規定により、次のとおり保全利用協定の認定の申請があった。

なお、認定の申請があった保全利用協定を平成27年5月29日から同年6月12日までの間、沖縄県環境部自然保護・緑化推進課、石垣市役所市民保健部環境課及び石垣市役所市政情報センターにおいて縦覧に供する。

平成27年5月29日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 保全利用協定の名称 白保サンゴ礁地区保全利用協定
- 2 協定区域 西表石垣国立公園白保海域公園及びその周辺陸上部
- 3 保全利用協定の対象となる環境保全型自然体験活動の種類 シュノーケリング、カヤックを使用した自然観察、浅瀬や干潟における自然観察、伝統的な漁業体験及び海岸や集落の散策

- 4 保全利用協定に参加する者の名称 特定非営利活動法人夏花、民宿マエザト、民宿白保、うみんちゅガイド、ブルーコーラル、白保観光サービス、八重山自然塾風音、海処あばびあぼん、石垣島マリンショップアイランドビーチ、手漕屋素潜店ちゅらねしあ、白保魚湧く海保全協議会及びシュノーケリングガイドルンバルンバ
- 5 その他 この告示に係る保全利用協定に関し、自然環境の保全その他の環境保全型自然体験活動の適正な推進の見地からの意見を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間以内に知事に意見書を提出することができる。

沖縄県告示第338号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成27年 5月29日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 委託した収納事務 母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る元利償還金の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 株式会社沖縄債権回収サービス
 - (2) 所在地 那覇市西1丁目19番7号
- 3 委託期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

沖縄県告示第339号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成27年 5月29日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 指定の場所で行う定期検査
 特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
久米島町	平成27年7月1日（水曜日）午後2時から午後5時まで	久米島町役場仲里庁舎
	平成27年7月2日（木曜日）午前9時から午前12時まで	具志川農村環境改善センター
恩納村	平成27年7月8日（水曜日）午前11時から午後3時まで	恩納村総合保健福祉センター
渡嘉敷村	平成27年7月9日（木曜日）午後1時から午後3時まで	渡嘉敷村中央公民館
座間味村	平成27年7月15日（水曜日）午後1時から午後3時まで	座間味コミュニティーセンター
	平成27年7月16日（木曜日）午前9時から午前12時まで	阿嘉島離島振興総合センター
本部町	平成27年7月22日（水曜日）午前11時から午後3時まで	本部町営市場
	平成27年7月23日（木曜日）午前11時から午後3時まで	豊川区公民館
金武町	平成27年8月4日（火曜日）午前11時から午後3時まで	金武町中央公民館
宜野座村	平成27年8月5日（水曜日）午前11時から午後3時まで	宜野座区公民館

伊江村	平成27年 8月12日（水曜日）午後 1時から午後 3時まで	伊江島はにくすにホール
名護市	平成27年 8月13日（木曜日）午前11時から午後 3時まで	名護市久志支所
	平成27年 8月19日（水曜日）午前11時から午後 3時まで	名護市民会館
	平成27年 8月20日（木曜日）午前11時から午後 3時まで	名護市羽地支所
	平成27年 8月24日（月曜日）午前11時から午後 3時まで	名護市屋部支所
粟国村	平成27年 9月 1日（火曜日）午後 1時から午後 3時まで	粟国村離島振興総合センター

注意 検査時間のうち、午後零時から午後 1時までの時間については、検査を行わない。

2 特定計量器の所在の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
久米島町	平成27年 7月 1日（水曜日）から同年11月30日（月曜日）まで	特定計量器の取り付けてある土地又は建物その他工作物の所在の場所
恩納村	平成27年 7月 8日（水曜日）から同年11月30日（月曜日）まで	
渡嘉敷村	平成27年 7月 9日（木曜日）から同年11月30日（月曜日）まで	
座間味村	平成27年 7月15日（水曜日）から同年11月30日（月曜日）まで	
本部町	平成27年 7月22日（水曜日）から同年11月30日（月曜日）まで	
金武町	平成27年 8月 4日（火曜日）から同年11月30日（月曜日）まで	
宜野座村	平成27年 8月 5日（水曜日）から同年11月30日（月曜日）まで	
伊江村	平成27年 8月12日（水曜日）から同年11月30日（月曜日）まで	
名護市	平成27年 8月13日（木曜日）から同年11月30日（月曜日）まで	
粟国村	平成27年 9月 1日（火曜日）から同年11月30日（月曜日）まで	

沖縄県告示第340号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第 1 項の規定により、沖縄海区における漁業の免許の内容たるべき事項、地元地区、免許予定日、免許申請期間及び免許の存続期間を次のとおり定める。

平成27年 5月29日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

1 特定区画漁業権

- (1) 免許の内容たるべき事項（漁業種類、漁業の名称、漁業の時期、漁場の位置及び区域並びに制限又は条件） 別表 1 のとおり
- (2) 地元地区 別表 1 のとおり

- (3) 免許予定日 平成27年 9月 1日
- (4) 免許申請期間 平成27年 6月22日から同年 7月21日まで
- (5) 免許の存続期間 免許の日から平成30年 8月31日まで

2 定置漁業権

- (1) 免許の内容たるべき事項（漁業種類、漁業の名称、漁業の時期、漁場の位置及び区域並びに制限又は条件） 別表2のとおり
- (2) 地元地区 別表2のとおり
- (3) 免許予定日 平成27年 9月 1日
- (4) 免許申請期間 平成27年 6月22日から同年 7月21日まで
- (5) 免許の存続期間 免許の日から平成30年 8月31日まで

別表 1

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁業の区域	制限又は条件	地元地区
特区第338号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	伊平屋村字野南地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度59.877分 経度127度55.888分 点ロ 緯度 26度59.646分 経度127度55.998分 点ハ 緯度 26度59.603分 経度127度55.959分 点ニ 緯度 26度59.478分 経度127度56.078分 点ホ 緯度 26度59.324分 経度127度56.150分 点ヘ 緯度 26度59.245分 経度127度55.765分 点ト 緯度 26度59.348分 経度127度55.941分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	伊平屋村
特区第339号	第一種特定区画漁業	ノリひび建て式養殖業	1月1日から12月31日まで	大宜味村字塩屋塩屋漁港地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度40.499分 経度128度 5.941分 点ロ 緯度 26度40.568分 経度128度 5.988分 点ハ 緯度 26度40.483分 経度128度 6.142分 点ニ 緯度 26度40.414分 経度128度 6.095分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通のふくそうする水域内においては、営んではない。	大宜味村
特区第340号	第一種特定区画漁業	ウニ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	大宜味村字宮城地先	イ、ロの各点を結んだ線、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度39.831分 経度128度 6.227分 点ロ 緯度 26度39.954分 経度128度 6.238分 点ハ 緯度 26度39.982分 経度128度 6.373分 点ニ 緯度 26度39.979分 経度128度 6.511分 点ホ 緯度 26度40.088分 経度128度 6.561分 点ヘ 緯度 26度40.083分 経度128度 6.666分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	大宜味村

<p>特区第 341号</p>	<p>第一種 特定区 画漁業</p>	<p>クロマグ ロ小割式 養殖業</p>	<p>1月1日 から12月 31日まで</p>	<p>名護市字 源河地先</p>	<p>イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度39.642分 経度128度 2.963分 点ロ 緯度 26度40.112分 経度128度 3.263分 点ハ 緯度 26度39.843分 経度128度 3.786分 点ニ 緯度 26度39.373分 経度128度 3.486分</p>	<p>標識をな 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内 において は、営ん ではなら ない。 当該漁 業権に係 る区画漁 業で用い られる種 殖用種苗 は、人工 種苗では ない。</p>	<p>名護市字 饒平部、 字運、天 字原、字 井出、字 屋我、字 源河、字 稻嶺、字 お真喜、 は、字仲 次、字尾 上、字川 川、字親 井等、字 振慶山、 字仲尾、 字伊差、 川知、古 我部、河 及、字呉</p>
<p>特区第 342号</p>	<p>第一種 特定区 画漁業</p>	<p>魚類小割 式養殖業</p>	<p>1月1日 から12月 31日まで</p>	<p>名護市字 源河地先</p>	<p>イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度39.642分 経度128度 2.963分 点ロ 緯度 26度40.112分 経度128度 3.263分 点ハ 緯度 26度39.843分 経度128度 3.786分 点ニ 緯度 26度39.373分 経度128度 3.486分</p>	<p>標識をな 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内 において は、営ん ではなら ない。</p>	<p>名護市字 饒平部、 字運、天 字原、字 井出、字 屋我、字 源河、字 稻嶺、字 お真喜、 は、字仲 次、字尾 上、字川 川、字親 井等、字 振慶山、 字仲尾、 字伊差、 川知、古 我部、河 及、字呉</p>
<p>特区第 343号</p>	<p>第一種 特定区 画漁業</p>	<p>モズクひ び建て式 養殖業</p>	<p>9月1日 から翌年 7月31日 まで</p>	<p>名護市字 井出地先</p>	<p>イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度40.010分 経度128度 2.043分 点ロ 緯度 26度40.182分 経度128度 1.953分 点ハ 緯度 26度40.336分 経度128度 2.318分 点ニ 緯度 26度40.165分 経度128度 2.408分</p>	<p>標識をな 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内 において は、営ん ではなら ない。</p>	<p>名護市字 饒平部、 字運、天 字原、字 井出、字 屋我、字 源河、字 稻嶺、字 お真喜、 は、字仲 次、字尾 上、字川 川、字親 井等、</p>

							振慶名、 字山田、 字仲尾、 字伊古、 川、知、 我部、 我祖、 及河、 我字、 我
特区第 344号	第一種 特定区 画漁業	モズクひ び建て式 養殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	名護市字 濟井出地 先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度39.667分 経度128度 1.943分 点ロ 緯度 26度39.775分 経度128度 2.130分 点ハ 緯度 26度39.604分 経度128度 2.252分 点ニ 緯度 26度39.548分 経度128度 2.149分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいては、 営んでは ならない。	名護市字 饒平部、 字運天、 字原、字 井出、字 屋河、字 源河、字 稻嶺、字 真喜屋、 字仲尾、 字川親、 字田字、 井等、名、 振慶山、 字山田、 字仲尾、 字伊古、 川、知、 我部、 我祖、 及河、 我字、 我
特区第 345号	第一種 特定区 画漁業	ウニ小割 式養殖業	1月1日 から12月 31日まで	宜野座村 字宜野座 地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度27.818分 経度127度59.358分 点ロ 緯度 26度27.945分 経度127度59.326分 点ハ 緯度 26度28.298分 経度127度59.918分 点ニ 緯度 26度28.130分 経度128度 0.012分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいては、 営んでは ならない。	宜野座村
特区第 346号	第一種 特定区 画漁業	モズクひ び建て式 養殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	宜野座村 字松田地 先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点 を順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 26度28.479分 経度127度59.730分 点ロ 緯度 26度28.531分 経度127度59.645分 点ハ 緯度 26度28.700分 経度127度59.658分 点ニ 緯度 26度28.829分 経度127度59.884分 点ホ 緯度 26度28.680分 経度127度59.955分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいては、 営んでは ならない。	宜野座村
特区第 347号	第一種 特定区 画漁業	モズクひ び建て式 養殖業	9月1日 から翌年 7月31日	うるま市 与那城平 安座地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの 各点を順次結んだ線によって囲ま れた区域	標識を 設置しな ければな らない。	うるま市 勝連内 間、勝連

			まで		点イ 緯度 26度21.094分 経度127度56.104分 点ロ 緯度 26度21.245分 経度127度56.062分 点ハ 緯度 26度21.315分 経度127度56.390分 点ニ 緯度 26度21.236分 経度127度56.440分 点ホ 緯度 26度20.937分 経度127度56.740分 点ヘ 緯度 26度21.208分 経度127度56.438分	らない。及 津堅、勝 連比嘉、敷 船通勝連平敷 がふく勝連及 そうする屋及び勝 水域内に連平安 において名 は、営ん ではなら ない。	
特区第 348号	第一種 特定区 画漁業	モヅクひ び建て式 養殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	うるま市 勝連浜地 先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点 を順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 26度19.666分 経度127度56.646分 点ロ 緯度 26度19.673分 経度127度56.703分 点ハ 緯度 26度19.673分 経度127度56.811分 点ニ 緯度 26度19.541分 経度127度56.802分 点ホ 緯度 26度19.534分 経度127度56.689分	標識を 設置しな ければな らない。及 津堅、勝 連比嘉、敷 船通勝連平敷 がふく勝連及 そうする屋及び勝 水域内に連平安 において名 は、営ん ではなら ない。	うるま市 勝連内 津堅、勝 連比嘉、敷 船通勝連平敷 がふく勝連及 そうする屋及び勝 水域内に連平安 において名 は、営ん ではなら ない。
特区第 349号	第一種 特定区 画漁業	モヅクひ び建て式 養殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	うるま市 勝連浜地 先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度19.453分 経度127度56.736分 点ロ 緯度 26度19.452分 経度127度56.759分 点ハ 緯度 26度19.340分 経度127度56.793分 点ニ 緯度 26度19.336分 経度127度56.761分	標識を 設置しな ければな らない。及 津堅、勝 連比嘉、敷 船通勝連平敷 がふく勝連及 そうする屋及び勝 水域内に連平安 において名 は、営ん ではなら ない。	うるま市 勝連内 津堅、勝 連比嘉、敷 船通勝連平敷 がふく勝連及 そうする屋及び勝 水域内に連平安 において名 は、営ん ではなら ない。
特区第 350号	第一種 特定区 画漁業	ウニ小割 式養殖業	1月1日 から12月 31日まで	うるま市 勝連平敷 屋地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度18.252分 経度127度55.400分 点ロ 緯度 26度18.260分 経度127度55.439分 点ハ 緯度 26度18.220分 経度127度55.452分 点ニ 緯度 26度18.216分 経度127度55.417分	標識を 設置しな ければな らない。及 津堅、勝 連比嘉、敷 船通勝連平敷 がふく勝連及 そうする屋及び勝 水域内に連平安 において名 は、営ん ではなら ない。	うるま市 勝連内 津堅、勝 連比嘉、敷 船通勝連平敷 がふく勝連及 そうする屋及び勝 水域内に連平安 において名 は、営ん ではなら ない。
特区第 351号	第一種 特定区 画漁業	ウニ小割 式養殖業	1月1日 から12月 31日まで	うるま市 与那城池 味池味 漁港離岸 堤の内側	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点 を順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 26度22.576分 経度127度59.201分 点ロ 緯度 26度22.604分 経度127度59.210分 点ハ 緯度 26度22.588分 経度127度59.264分 点ニ 緯度 26度22.559分 経度127度59.275分	標識を 設置しな ければな らない。及 津堅、勝 連比嘉、敷 船通勝連平敷 がふく勝連及 そうする屋及び勝 水域内に連平安 において名 は、営ん ではなら ない。	うるま市 与那城、安 与那城、伊 勢理、与那 計、与那 城池味、上 与那城、与 原、与那 城中央、与 那城照

					点ホ 緯度 26度22.562分 経度127度59.243分	ではなら ない。	間、与那 城、桃原、 与那城、 西那城、 与那城、 饒那城、 平那城、 与那城、 平安城、 与那城、 屋平
特区第 352号	第一種 特定区 画漁業	モズクひ び建て式 養殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	糸満市字 喜屋武地 先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度 5.415分 経度127度38.992分 点ロ 緯度 26度 5.455分 経度127度39.248分 点ハ 緯度 26度 5.383分 経度127度39.114分 点ニ 緯度 26度 5.292分 経度127度39.152分 点ホ 緯度 26度 5.284分 経度127度39.019分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではなら ない。	糸満市
特区第 353号	第一種 特定区 画漁業	シャコガ イ垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日まで	座間味村 字座間味 牧治の 鼻地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度13.678分 経度127度18.917分 点ロ 緯度 26度13.787分 経度127度18.905分 点ハ 緯度 26度13.797分 経度127度18.946分 点ニ 緯度 26度13.709分 経度127度18.970分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではなら ない。	座間味村
特区第 354号	第一種 特定区 画漁業	ヒトエグ サひび建 て式養殖 業	9月1日 から翌年 5月31日 まで	座間味村 字阿嘉地 先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度11.758分 経度127度16.395分 点ロ 緯度 26度11.804分 経度127度16.433分 点ハ 緯度 26度11.733分 経度127度16.551分 点ニ 緯度 26度11.694分 経度127度16.532分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではなら ない。	座間味村
特区第 355号	第一種 特定区 画漁業	モズクひ び建て式 養殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	座間味村 字阿嘉地 先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度11.777分 経度127度16.213分 点ロ 緯度 26度11.815分 経度127度16.289分 点ハ 緯度 26度11.727分 経度127度16.337分 点ニ 緯度 26度11.709分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に	座間味村

					経度127度16.237分	おいては、営んではない。	
特区第356号	第一種特定区画漁業	サンゴひび建て式養殖業	1月1日から12月31日まで	座間味村字慶留間地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度10.434分 経度127度17.420分 点ロ 緯度 26度10.541分 経度127度17.457分 点ハ 緯度 26度10.515分 経度127度17.488分 点ニ 緯度 26度10.431分 経度127度17.478分	標識を設置しなければならない。及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	座間味村
特区第357号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	宮古島市城辺字福里地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度46.004分 経度125度24.276分 点ロ 緯度 24度46.110分 経度125度23.956分 点ハ 緯度 24度46.209分 経度125度24.037分 点ニ 緯度 24度46.157分 経度125度24.023分 点ホ 緯度 24度46.089分 経度125度24.328分	標識を設置しなければならない。及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	宮古島市保良字城辺、新城、福里、城辺、比嘉、長間、城辺、西里、下里、城辺、砂川、友利
特区第358号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	宮古島市城辺字福里地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度46.089分 経度125度24.328分 点ロ 緯度 24度46.142分 経度125度24.340分 点ハ 緯度 24度46.209分 経度125度24.037分 点ニ 緯度 24度46.246分 経度125度24.084分 点ホ 緯度 24度46.147分 経度125度24.387分	標識を設置しなければならない。及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	宮古島市保良字城辺、新城、福里、城辺、比嘉、長間、城辺、西里、下里、城辺、砂川、友利
特区第359号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	宮古島市平良字久貝地先	イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度47.507分 経度125度15.395分 点ロ 緯度 24度47.495分 経度125度15.280分 点ハ 緯度 24度47.653分 経度125度15.280分 点ニ 緯度 24度47.678分 経度125度15.370分	標識を設置しなければならない。及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	宮古島市平良字西里、西平良字東仲宗根、平良字荷川取、平良字松原、

							平 良 字 東 仲 宗 根 添 、 西 原 、 大 良 、 平 良 、 平 浦 、 島 尻 、 大 平 神 及 字 狩 俣
特区第 360号	第一種 特定区 画漁業	モズクひ び建て式 養殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	宮古島市 平良字狩 俣西平 安名岬の 東	イ、ロ、ハ、イの各点を順次結 んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度54.416分 経度 125度15.727分 点ロ 緯度 24度54.641分 経度 125度15.584分 点ハ 緯度 24度54.856分 経度 125度15.899分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいては 、営ん ではなら ない。	宮古島市 平良字下 里、平良 字西里、 西平良字 西根、東 仲宗根、 東平良字 荷平久良 、平原、 東根良、 平宗根、 平良、大 良、平良 、平良、 平良、大 平神及 字狩俣
特区第 361号	第一種 特定区 画漁業	キリンサ イひび建 て式養殖 業	1月1日 から12月 31日まで	宮古島市 平良字狩 俣世渡 崎原地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、 チ、リ、ヌ、ル、イの各点を順次 結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度54.641分 経度 125度15.584分 点ロ 緯度 24度54.856分 経度 125度15.899分 点ハ 緯度 24度54.898分 経度 125度15.965分 点ニ 緯度 24度54.296分 経度 125度16.208分 点ホ 緯度 24度54.239分 経度 125度15.990分 点ヘ 緯度 24度54.299分 経度 125度15.943分 点ト 緯度 24度54.278分 経度 125度15.877分 点チ 緯度 24度54.234分 経度 125度15.914分 点リ 緯度 24度54.239分 経度 125度15.985分 点ヌ 緯度 24度54.221分 経度 125度15.917分 点ル 緯度 24度54.416分 経度 125度15.727分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいては 、営ん ではなら ない。	宮古島市 平良字下 里、平良 字西里、 西平良字 西根、東 仲宗根、 東平良字 荷平久良 、平原、 東根良、 平宗根、 平良、大 良、平良 、平良、 平良、大 平神及 字狩俣
特区第 362号	第一種 特定区 画漁業	シャコガ イ小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日まで	宮古島市 平良字狩 俣世渡 崎の東	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度54.860分 経度 125度16.434分 点ロ 緯度 24度54.905分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及	宮古島市 平良字下 里、平良 字西里、 西平良字

					点ハ 経度125度16.444分 緯度 24度54.908分 点ニ 経度125度16.491分 緯度 24度54.867分 経度125度16.483分	船舶交通がふくまれている水域内においては、営んではない。	仲宗根、東平良、宗根、荷平、仲宗、西平、平川、取、久、貝、平、松、原、東、平、宗、根、平、西、原、大、平、浦、島、尻、大、平、神、及、び、狩、良
特区第363号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	宮古島市平良字狩俣世渡崎原地先	イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度54.230分 経度125度16.158分 点ロ 緯度 24度54.262分 経度125度16.131分 点ハ 緯度 24度54.316分 経度125度16.201分 点ニ 緯度 24度54.307分 経度125度16.230分	標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくまれている水域内においては、営んではない。	宮古島市平良字西里、西平良字宗根、東平良字荷平、久良平、東根良、平良、大平、浦、島尻、大平神及び狩良
特区第364号	第一種特定区画漁業	シャコガイ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宮古島市平良字西原真謝漁港地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度50.122分 経度125度19.449分 点ロ 緯度 24度50.195分 経度125度19.485分 点ハ 緯度 24度50.175分 経度125度19.640分 点ニ 緯度 24度50.120分 経度125度19.610分	標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくまれている水域内においては、営んではない。	宮古島市平良字西里、西平良字宗根、東平良字荷平、久良平、東根良、平良、大平、浦、島尻、大平神及び狩良

<p>特区第 365号</p>	<p>第一種 特定区 画漁業</p>	<p>サンゴ小 割式養殖 業</p>	<p>1月1日 から12月 31日まで</p>	<p>宮古島市 平良字大 浦間那 津地先</p>	<p>イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度51.728分 経度125度16.863分 点ロ 緯度 24度51.764分 経度125度16.872分 点ハ 緯度 24度51.735分 経度125度16.922分 点ニ 緯度 24度51.700分 経度125度16.901分</p>	<p>標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内 において は、営ん ではな らない。</p>	<p>宮古島市 平良字西 里、西平 字宗根、 仲平字東 宗根、荷 平字久良 良、平原 字松原、 平良字東 根良、平 字宗根、 西平字大 良、平良 字平尻、 平良字大 平及字狩 良</p>
<p>特区第 366号</p>	<p>第一種 特定区 画漁業</p>	<p>サンゴひ び建て式 養殖業</p>	<p>1月1日 から12月 31日まで</p>	<p>宮古島市 平良字大 浦間那 津地先</p>	<p>イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度51.728分 経度125度16.863分 点ロ 緯度 24度51.764分 経度125度16.872分 点ハ 緯度 24度51.735分 経度125度16.922分 点ニ 緯度 24度51.700分 経度125度16.901分</p>	<p>標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内 において は、営ん ではな らない。</p>	<p>宮古島市 平良字西 里、西平 字宗根、 仲平字東 宗根、荷 平字久良 良、平原 字松原、 平良字東 根良、平 字宗根、 西平字大 良、平良 字平尻、 平良字大 平及字狩 良</p>
<p>特区第 367号</p>	<p>第一種 特定区 画漁業</p>	<p>サンゴ小 割式養殖 業</p>	<p>1月1日 から12月 31日まで</p>	<p>宮古島市 池間大 橋の北</p>	<p>イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度55.650分 経度125度15.850分 点ロ 緯度 24度55.789分 経度125度15.973分 点ハ 緯度 24度55.720分 経度125度16.090分 点ニ 緯度 24度55.580分 経度125度15.955分</p>	<p>標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内 において は、営ん ではな らない。</p>	<p>宮古島市 平良字西 里、西平 字宗根、 仲平字東 宗根、荷 平字久良 良、平原 字松原、 平良字東 根良、平 字宗根、 西平字大 良、平良 字平尻、 平良字大 平及字狩 良</p>

							平良字大 浦平尻、 島良字大 平神及び 良字狩俣
特区第 368号	第一種 特定区 画漁業	サンゴひ び建て式 養殖業	1月1日 から12月 31日まで	宮古島市 池間大 橋の北	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度55.650分 経度 125度15.850分 点ロ 緯度 24度55.789分 経度 125度15.973分 点ハ 緯度 24度55.720分 経度 125度16.090分 点ニ 緯度 24度55.580分 経度 125度15.955分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではなら ない。	宮古島市 平良字下 里、平良 字西里、 平良字西 仲宗根、 平良字東 仲宗根、 平良字荷 川取、平 良字平久 良、平良 字松原、 平良字東 根良、平 良字平良 、平良字 大良、平 良字大平 良、平良 字狩俣
特区第 369号	第一種 特定区 画漁業	ウニ小割 式養殖業	1月1日 から12月 31日まで	宮古島市 平良字西 原真謝 漁港内	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度49.921分 経度 125度19.293分 点ロ 緯度 24度49.928分 経度 125度19.306分 点ハ 緯度 24度49.911分 経度 125度19.317分 点ニ 緯度 24度49.904分 経度 125度19.305分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん ではなら ない。	宮古島市 平良字下 里、平良 字西里、 平良字西 仲宗根、 平良字東 仲宗根、 平良字荷 川取、平 良字平久 良、平良 字松原、 平良字東 根良、平 良字平良 、平良字 大良、平 良字大平 良、平良 字狩俣
特区第 370号	第一種 特定区 画漁業	モズクひ び建て式 養殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	宮古島市 平良字大 神地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度55.143分 経度 125度18.030分 点ロ 緯度 24度55.098分 経度 125度18.340分 点ハ 緯度 24度54.960分 経度 125度18.270分 点ニ 緯度 24度55.004分 経度 125度18.149分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内に おいて は、営ん	宮古島市 平良字下 里、平良 字西里、 平良字西 仲宗根、 平良字東 仲宗根、 平良字荷 川取、平 良字平久 良、平良 字松原、 平良字東 根良、平 良字平良 、平良字 大良、平 良字大平 良、平良 字狩俣

				側	点ハ 経度125度11.803分 緯度 24度48.291分 点ニ 経度125度11.927分 緯度 24度48.250分 経度125度11.901分	び船舶交通がふく そうする水域内 において は、営ん ではなら ない。	良部字国 仲、伊良 部、字長 部、字伊 部、字良 田、字和 部、字伊 部、字池 添、字間 良部、字 部、字伊 良部、字 前里
特区第 375号	第一種 特定区 画漁業	サンゴ小 割式養殖 業	1月1日 から12月 31日まで	宮古島市 伊良部字 伊良部 長山港の 離岸堤内 側	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度48.285分 経度125度11.794分 点ロ 緯度 24度48.329分 経度125度11.803分 点ハ 緯度 24度48.291分 経度125度11.927分 点ニ 緯度 24度48.250分 経度125度11.901分	標識を 設置しな ければな らない。 錨地及 び船舶交 通がふく そうする 水域内 において は、営ん ではなら ない。	宮古島市 伊良部字 伊良部、 伊良部、 字伊良 仲、字伊 部、字良 部、字長 部、字和 田、字伊 部、字池 添、字間 良部、字 部、字伊 良部、字 前里

別表 2

漁場番 号	漁業種 類	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁業の区域	制限又は 条件	地 元 地 区
定置第 14号	定置漁 業	雑魚定置 漁業	1月1日 から12月 31日まで	石垣市字 宮良から 字白保に 至る間の 地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度19.847分 経度124度13.988分 点ロ 緯度 24度19.880分 経度124度13.992分 点ハ 緯度 24度19.861分 経度124度14.168分 点ニ 緯度 24度19.828分 経度124度14.164分	標識を 設置しな ければな らない。	石垣市

公 告

沖縄県獣医師選考採用試験を次のとおり行います。

平成27年 5月29日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 採用予定者数 若干名
- 2 勤務場所、勤務機関及び職務内容
 - (1) 勤務場所 沖縄県内（離島を含む。）
 - (2) 勤務機関 沖縄県環境部、子ども生活福祉部、保健医療部又は農林水産部の本庁又は出先機関
 - (3) 職務内容 と畜検査、狂犬病予防、繁殖育成、家畜保健衛生、病性鑑定等
- 3 受験資格
 - (1) 昭和45年4月2日以後に生まれた者で、獣医師免許を有するもの又は平成28年4月末日までに獣医師免許を取得する見込みのあるもの
 - (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に規定する次に掲げる者は、受験できません。
ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 沖縄県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、場所等

(1) 那覇会場

- ア 日時 平成27年7月11日（土曜日）午前9時から午後5時まで
- イ 場所 沖縄県自治研修所（沖縄県那覇市西3丁目11番1号）
- ウ 電話番号 098（863）9311

(2) 東京会場

- ア 日時 平成27年7月11日（土曜日）午前9時から午後5時まで
- イ 場所 都道府県会館4階会議室（東京都千代田区平河町2丁目6番3号）
- ウ 電話番号 03（5212）9087 沖縄県東京事務所（都道府県会館内）

5 試験方法 面接及び適性検査によって行います。

6 申込方法

- (1) インターネットによる申込み（以下「電子申請」という。）の場合 沖縄県ホームページから電子申請での申込みが可能です。

ア 申込手順 沖縄県ホームページ (<http://www.pref.okinawa.jp/index.html>) のトップページ下段の「採用・資格」の中の「採用・資格試験情報」の「職員採用等情報」から、「平成27年度沖縄県職員（獣医師）の募集について」を選択し、「電子申請」を選択してください。

※ 電子申請の方法については、別途「電子申請・届出サービス」の利用方法を御参照ください。

イ 注意事項

- (7) 御使用のパソコンの機種や環境によって、一部対応できない場合がありますので、御注意ください。また、プリンタが必要になりますので御準備ください。
 - (8) 回線状況によっては、予期せぬ機器停止や通信障害が発生する場合がありますので、時間に余裕をもって申込みを行なってください。
 - (9) 受付期間終了後、受験申込手続で申請したアドレスに受験票の受け取りについて連絡いたします。受験票は、各自で印刷し、試験日に持参してください。受験票は郵送しません。
- (2) 郵送による申込みの場合 次のア、イ及びウをエへ簡易書留で郵送してください。

ア 受験申込書

イ 募集要項に添付されている履歴書（自筆（黒色ボールペン使用）で記載し、試験の申込前3月以内に撮影した顔写真を写真欄に貼付したもの。以下「履歴書」という。）

ウ 82円切手を貼った封筒（受験票送付に使用しますので、表面に受験者の氏名及び受取先を記載してください。）

エ 申込先 沖縄県総務部人事課（沖縄県庁舎5階） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号 098（866）2090

- (3) 受付期間 平成27年5月29日（金曜日）から同年6月19日（金曜日）まで。電子申請による申込みの場合は、平成27年5月29日（金曜日）午前9時から同年6月19日（金曜日）午後5時までに申込データの受信を完了したものに限り、郵送の場合は平成27年6月19日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付けます。

- (4) 留意点 受付後は、試験会場の変更はできません。

7 試験会場に持参するもの

- (1) 受験票（電子申請による申込者は、各自受験票を印刷の上、持参してください。郵送による申込者は、沖縄県総務部人事課から送付される受験票を持参してください。）

- (2) 履歴書（電子申請の場合のみ。試験の申込前3月以内に撮影した顔写真を写真欄に貼付して下さい。）

8 合格発表 平成27年8月中旬に県庁正門掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

9 合格発表後の取扱い

- (1) 採用される日は、原則として平成28年4月1日ですが、場合によっては同日前となることがあります

す。

- (2) 合格者の数は、年間の欠員見込み数等を考慮して決定しますので、合格しても採用されないことがあります。
- (3) 採用されることを辞退する者や新たな欠員が生じた場合は、採用試験の成績の上位の者から順次繰り上げて合格者とし、本人あて通知します。
- (4) 合格発表後に受験資格がないことが判明した場合や、記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消します。

10 給与等

- (1) 平成27年度の初任給202,700円（初任給調整手当（初年度月30,000円。以後毎年、月3,000円ずつ減額）が支給されます。勤務公署及び職務内容によって、給料の調整額が支給されます。）
- (2) 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の規定に基づき、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当（平成26年度実績4.1月分）、特殊勤務手当等が支給されます。
- (3) 沖縄県職員の旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第49号）の規定に基づき、赴任旅費が支給されます。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課において、平成27年7月17日まで縦覧に供する。

平成27年 5月29日

沖縄県知事職務代理人

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 申請のあった年月日 平成27年 5月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人地域活動活性化研究会
- 3 代表者の氏名 仲間誉人
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県宮古島市伊良部字池間添726番地 8
- 5 定款に記載された目的 伊良部島の観光活性化をするために、自然と触れ合える観光施設、観光プログラムの開発をおこなう。同時にこの施設において地域住民も利用が出来るような高齢者介護予防、障がい児童ケアなどに関連した活動を行い、地域の発展と活性化に寄与することを目的とする。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成27年 5月29日

沖縄県知事職務代理人

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 調達する物品等の種類 運転シミュレータ装置の賃貸借
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が平成27年4月1日現在において3年以上であること。
 - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が5人以上であること。
 - (4) 電気通信機器類等（電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所

に提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格登録申請書

イ 法人にあつては、登記事項証明書

ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類

オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類

カ 電気通信機器類等の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類

(2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先

ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所にて配付

イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県警察本部交通部運転免許課 〒901-0225 豊見城市字豊崎3番22 電話番号098-851-1000（内線543）

(3) 申請書等の受付期間 この公告の日から平成27年6月30日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日並びに沖縄県慰霊の日を定める条例（昭和49年沖縄県条例第42号）第2条に定める慰霊の日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。

(4) 申請書等に使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵便により通知する。

6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から平成28年3月31日（木曜日）までとする。

7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 住所又は所在地

(3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）

(4) 使用印鑑

(5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額

(6) 電話番号

8 入札参加資格の取消し等

(1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する運転シミュレータ装置の賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成27年5月29日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

1 入札に付する事項

(1) 調達する物品等の名称及び数量 運転シミュレータ装置（以下「装置」という。）の賃貸借 一式

(2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入の期限 入札説明書による。

(4) 納入の場所 入札説明書による。

- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - ア 平成27年 5月29日付け沖縄県公報定期第4350号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による運転シミュレータ装置の賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者
 - イ 装置の設置及び設定を円滑に行うことができること並びに当該装置に障害が発生した場合において、通報後、沖縄本島においては24時間以内、沖縄本島以外の場所においては48時間以内に技術者を派遣し対応ができることを証明した体制証明書を平成27年 7月 8日（水曜日）午後 5時までに 3(2)の場所に提出した者
 - ウ 納入しようとする装置の機能等証明書を平成27年 7月 8日（水曜日）午後 5時までに 3(2)の場所に提出し、当該装置を納入の期限までに納入することができることを証明した者
 - (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所にて配付
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
 - (1) 時期 この公告の日から平成27年 7月 8日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日並びに沖縄県慰霊の日を定める条例（昭和49年沖縄県条例第42号）第 2条に規定する慰霊の日（以下「慰霊の日」という。）を除く。）のそれぞれの日の午前 9時から午後 5時まで
 - (2) 場所 沖縄県警察本部交通部運転免許課 〒901-0225 豊見城市字豊崎 3番22 電話番号098-851-1000（内線543）
- 4 契約条項を示す期間及び場所
 - (1) 期間 この公告の日から平成27年 7月14日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日並びに慰霊の日を除く。）のそれぞれの日の午前 9時30分から午後 6時まで
 - (2) 場所 沖縄県警察本部警務部会計課（10(2)の場所）
- 5 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 平成27年 7月15日（水曜日）午後 4時
 - (2) 場所 沖縄県警察本部庁舎 4階会計課入札室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の 5以上の金額を 5(1)の日時までに沖縄県警察本部庁舎 4階会計課に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 過去 2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした 2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
 - (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から平成27年 6月30日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日並びに慰霊の日を除く。）のそれぞれの日の午前 9時から午後 5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
 - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県警察本部警務部会計課
- (2) 所在地 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110 (内線2242)
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
- ア 期限 平成27年7月14日(火曜日)午後6時
- イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県警察本部警務部会計課(10(2)の場所)に提出すること。
- (3) 入札説明会の日時及び場所
- ア 日時 平成27年6月18日(木曜日)午後4時
- イ 場所 沖縄県警察本部庁舎4階会計課402会議室
- (4) 最低制限価格 設定しない。
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) Matters pertaining to the bid:
Lease of driving simulator(designed for aptitude tests for motor vehicle and motorcycle drivers) 1 set
- (2) Name, quantity, function and operation contents of the driving simulator to be leased:
Refer to the bid instruction and specification document.
- (3) Pre-bid meeting
Date & Time:16:00 Thursday, June 18, 2015
Place:Okinawa Prefectural Police HQ Building 4th floor, Bidding Room of Accounting Division
- (4) Date and time of the bid:16:00 Wednesday, July 15, 2015
Due date of submission for bid documents by postal mail(Must arrive by 18:00 Tuesday, July 14, 2015)
- (5) Bid opening
Date & Time:16:00 Wednesday, July 15, 2015
Place:Okinawa Prefectural Police HQ Building 4th floor, Bidding Room of Accounting Division
- (6) Point of contact(Division in charge for contract conditions)
*Where to obtain the bid instruction and specification document, and where to submit function certificates.
Driving License Division, Traffic Department, Okinawa Prefectural Police HQ
3-22 Toyosaki, Tomigusuku City, Okinawa 901-0225 Japan
Tel 098-851-1000(Ext.543)

訓 令

沖縄県訓令第45号

知 事 部 局

文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年 5月29日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

文書管理規程の一部を改正する訓令

文書管理規程（昭和49年沖縄県訓令第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1中 「

	防 災 危 機 管 理 課	知 防
--	---------------	-----

 を

「

	防 災 危 機 管 理 課	知 防
	辺野古新基地建設問題対策課	知 辺

 に改める。」

附 則

この訓令は、平成27年 6月 1日から施行する。

沖縄県訓令第46号

知 事 部 局

辺野古新基地建設問題対策課設置規程を次のように定める。

平成27年 5月29日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

辺野古新基地建設問題対策課設置規程

（設置）

第1条 名護市辺野古地先への普天間飛行場代替施設（以下「新基地」という。）建設に関する事務を一元的に処理するため、沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号。以下「組織規則」という。）第9条の規定に基づき、知事公室に辺野古新基地建設問題対策課（以下「課」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 辺野古新基地建設問題対策の総合的企画及び調整に関すること。
- (2) 辺野古新基地建設問題に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 辺野古新基地建設問題に係る情報収集及び広報に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、辺野古新基地建設問題に関すること。

（職制及び職務）

第3条 課には、課長その他の職を置き、その職務については、組織規則第249条の規定を準用する。

（専決及び代理決裁）

第4条 課長は、沖縄県事務決裁規程（昭和48年沖縄県訓令第89号。以下「決裁規程」という。）第8条の規定の例により専決することができる。

2 課長が専決することができる事項については、決裁規程第13条第3項の規定の例により課長があらかじめ指定したのものについては、課長があらかじめ指定した者が代理決裁することができる。

附 則

この訓令は、平成27年 6月 1日から施行する。

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第9号

当委員会は、平成26年10月19日執行の豊見城市長選挙における選挙の効力に関する審査の申立てに対し、裁決したので、次のとおりその要旨を告示する。

平成27年 5月29日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

裁 決 書

沖縄県豊見城市字座安333番地

審査申立人総代 比嘉 仁一

沖縄県豊見城市字根差部620番地の1

審査申立人総代 赤嶺 英俊

沖縄県豊見城市字長堂98番地の5

審査申立人総代 前田 順光

上記審査申立人らを総代とする別表の審査申立人ら（以下「申立人ら」という。）から、平成26年11月21日をもって提起された同年10月19日執行の豊見城市長選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

主 文

- 1 本件選挙における選挙の効力に関する異議の申出に対して、豊見城市選挙管理委員会が平成26年11月6日をもって行った決定は、これを取り消す。
- 2 本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての要旨

申立人らは、本件選挙における選挙の効力に関し、平成26年10月31日をもって豊見城市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し、異議の申出をしたところ、市委員会は同年11月6日、この申出は形式上、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第202条第1項に規定する選挙の効力に関する異議の申出とは認められない旨の決定（以下「原決定」という。）を行い、原決定は同月7日に申立人らに送達された。

申立人らは、同月21日、これを不服として当委員会に対し、本件選挙を無効とする旨の裁決を求めて、審査の申立てをしたものである。

その理由及び主張するところを審査申立書、反論書及び再反論書をもとに要約すれば、次のとおりである。

- 1 市委員会の選挙手続上の瑕疵（繰延投票に係る更に投票を行わせる期日の決定・告示）について

本件選挙において、平成26年10月10日に市委員会が決定した繰延投票については、公選法第57条第1項の規定により、少なくとも更に投票を行わせる期日の5日前に決定・告示しなければならないとされているが、その期日というのは繰延投票を実施する期日ではなく当初の選挙期間の5日前のことであると解釈されるため、当初の選挙期間外にあたる繰延投票期日の同月19日を起算日とするのは公選法の解釈誤りで、同月10日に市委員会が行った決定・告示は、有権者市民に大きな錯誤をもたらすものであり、市委員会の選挙管理手続には法律上の瑕疵がある。

- 2 選挙の効力の問題（繰延投票に係る期日前投票所の閉鎖）について

本件選挙における繰延投票に伴い、市委員会は平成26年10月10日に開催された委員会会議において公選法第57条の規定は期日前投票には適用されないもの（非適用）と解釈し、繰延投票に係る期日前投票は実施しないことを決定した上で、同月12日から総務省の見解を受け期日前投票を再開した同月14日午後1時まで、期日前投票所を閉鎖していたが、繰延投票を決定していながら、その決定に付随すべき期日前投票について非適用とし、期日前投票の期間を延長しないと決定の上、期日前投票所を閉鎖したことは法律上瑕疵があり、市民が選挙権を行使する機会を奪うもので、選挙結果に対して大きな影響を及ぼすものである。

また、平成14年9月22日に執行された豊見城市議会議員選挙が選挙無効となった事例、本件選挙直後に執行された沖縄県知事選挙及び第47回衆議院議員総選挙（衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第4区）における各候補者の得票状況との比較、市委員会の選挙管理手続には市内の有力者らの意向が間接的に作用している等の一部市民の間での風評を考慮すると、期日前投票所が閉鎖されていた事実上の約2日間に期日前投票を受け付けている事実が存在するなど、選挙結果に影響を及ぼすおそれのある何らかの不正が行われたのではないかと考えられることから、不在者投票箱とその投票用紙の検票等を行う必要がある。

- 3 申立人らの市委員会に対する異議の申出について

申立人らによる異議の申出に対し、市委員会は、その原決定において「当異議申立書につきましては、形式上、公選法第202条の選挙の効力に関する異議の申出とは認められません。」としているが、当該異議の申出は、選挙手続上の瑕疵を根拠にした選挙無効及びその結果に対する異議として申出を行ったもの

であり、これは公選法第202条第1項の規定に基づく異議の申出である。

裁決の理由

当委員会は、本件審査の申立ての要件審理において、一部不適法と認められる点があったことから、申立人らに補正及び再補正を命じたところ、申立人らから補正書及び再補正書が提出されたので、これを適法なものとして認め、本件審査申立書の副本を市委員会に送付し、市委員会から弁明書及び再弁明書を、申立人らからはこれに対する反論書及び再反論書を提出させるとともに、職権で市委員会に対し必要な物件の提出を求め、さらに、事実関係を明らかにするために市委員会に対し書面で事実関係等の調査（以下「本調査」という。）を行うなど、慎重かつ厳正に審理を行った。

ところで、選挙の効力を争う争訟において、いかなる場合に選挙が無効とされるかは、公選法第205条第1項に規定されるように、選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反が選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限られる。

ここでいう「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されること」（昭和61年2月18日最高裁判決）とされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異なった結果の生ずる可能性がある場合をいう」（昭和29年9月24日最高裁判決）とされている。

これらを踏まえ当委員会が行った審理の結果は次のとおりである。

1 審査の申立ての理由1について

選挙は、一旦告示された以上、その告示で定められた選挙の期日に行うべきものという原則に対する例外として、公選法第57条に繰延投票に関する規定が置かれている。繰延投票の事由は、同条の規定により、当該選挙を管理する選挙管理委員会が認定することになるが、天災等の程度が甚だしく、個々の選挙人に投票する意思があっても投票所に出てくることができないかどうか等、客観的な判断によらなければならないこととされている。よって、本件選挙においても平成26年10月5日に一旦告示された以上、繰延投票とするかどうかについては、現地での状況をぎりぎりまで見極めた上で客観的な判断により決定されることとなるものである。市委員会は、選挙期日における台風第19号の状況を見極めた上で、沖縄本島南部地域にその暴風警報が発表される同月10日午後7時17分の直前に開催された臨時委員会会議で繰延投票を決定していることから、その決定手續自体には何ら瑕疵はなかったこととなる。

また、公選法第57条第1項の規定では、ただし書きで、「その期日は、当該選挙管理委員会において、少なくとも五日前に告示しなければならない。」とされており、そのただし書きの前段においては、「天災その他避けることのできない事故により投票を行うことができないとき（中略）は、（中略）更に期日を定めて投票を行わせなければならない。」とされていることから、ただし書きでいう「その期日」とは、文脈上前段でいう「更に期日を定めて」の「期日」を意味すると解釈される。

したがって、市委員会は、「繰延投票を実施すると更に定めた期日の少なくとも5日前に告示をしなければならない」ことになり、繰延投票日と定めた同月19日の5日前にあたる同月14日以前に告示をしなければならないこととなるが、暴風時の市民の安全を考慮し、それよりもさらに前の9日前に相当する同月10日に告示を行っていることから、市委員会の繰延投票期日に関する告示の手續にも何ら瑕疵はなかったこととなる。

以上のことから申立人らの主張は公選法第57条の解釈に対する独自の見解というほかになく、理由がない。

2 審査の申立ての理由2について

(1) 投票環境の向上を図るために創設された期日前投票については、現在この制度を活用する投票者の数も看過できないほどである。公選法第57条の規定が期日前投票には非適用とされるのは、同条はあくまでも選挙期日を繰り延べるという規定であり、繰延投票期日の決定及びその告示を行えば、第48条の2第2項で読み替える第39条の規定により市委員会による手續を経ずとも期日前投票所を告示日の翌日から選挙期日の前日まで設けなければならないことから、この規定は期日前投票に適用されないということである。よって、繰延投票を平成26年10月10日に決定し、同日中に更に投票を行わせる期日を告示した以上、その翌日11日から同月18日までは期日前投票を行わせなければならないこととなる。市委員会が期日前投票に同条の規定は非適用として同月12日から14日の午前中までの間、期日前投票所を閉

鎖し、期日前投票を行わなかった事実は、明らかに公選法の解釈を誤った瑕疵ある選挙の管理執行に当たり、その結果として市民の選挙権の行使を制限することとなってしまった責任は免れ得ないものであると考えられることから、「繰延投票の決定をしていながら、期日前投票を「非適用」とする決定は、解釈上大きな誤りであり、「知識不足」がゆえに市民の正当な主権行使を奪うものである。」との申立人らの主張には一応の理由がある。

(2) そこで、当該規定違反が「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に該当するかどうかについて判断する。

本件選挙では期日前投票所が1カ所豊見城市役所内に設置されていたが、当委員会が職権により市委員会から提出を受けた期日前投票所投票録によると、その投票の状況は次のとおりであった。

平成26年10月6日(月)	510人	午前8時30分から午後8時まで
平成26年10月7日(火)	644人	午前8時30分から午後8時まで
平成26年10月8日(水)	882人	午前8時30分から午後8時まで
平成26年10月9日(木)	1,367人	午前8時30分から午後8時まで
平成26年10月10日(金)	2,258人	午前8時30分から午後8時まで
平成26年10月11日(土)	21人	午前8時30分から午後8時まで
平成26年10月12日(日)	終日投票所閉鎖のため投票録なし	
平成26年10月13日(月)	〃	
平成26年10月14日(火)	66人	午後1時から午後8時まで
平成26年10月15日(水)	323人	午前8時30分から午後8時まで
平成26年10月16日(木)	351人	午前8時30分から午後8時まで
平成26年10月17日(金)	454人	午前8時30分から午後8時まで
平成26年10月18日(土)	934人	午前8時30分から午後8時まで

期日前投票は平成26年10月6日から同月18日までの間、同月12日及び13日を除く11日間にわたり実施され、期日前投票者数は合計7,810人となっており、1日平均710人が期日前に投票を行ったことになる。

なお、同月11日は暴風圏内に入っていたため、同月14日は午前8時30分から午後1時まででは期日前投票所が閉鎖されていたため、当該両日の投票者数は極めて少数であったが、当該両日を除くと、期日前投票者数は合計7,723人となり、当該両日を除く期日前投票のあった9日間でこれを除すると、1日の期日前投票者数の平均は約858人となる。

期日前投票所の閉鎖されていた期間は、同月12日及び13日の終日並びに14日の午前8時30分から午後1時までの間であり、同月14日のうち閉鎖されていた4時間30分は11時間30分という1日あたりの投票時間の約0.4日分に相当するため、期日前投票が行えない状態となっていたのは全体で約2.4日間であったことがわかる。

これらを踏まえると、仮に期日前投票の1日の平均投票者数である710人又は858人の2.4日分、すなわち2.4倍に相当する1,704人又は2,059人の投票があったとしても、増加する投票者数は本件選挙における当選人と落選人の得票差である2,699票を下回ることになると考えられる。

また、本件選挙の期日前投票所投票録からは、選挙期日に近づくにつれて期日前投票者数が漸増する傾向が確認でき、前日は終日暴風圏内に入っていたため期日前投票者数が極端に少なくなっているものの、当初の選挙期日の3日前及び2日前は1,000人以上が期日前投票を行ったこと、さらに、当初の選挙期日より前の期日前投票者数が5,682人、当初の選挙期日より後の期日前投票者数が2,128人となっていることから、当初の選挙期日であった同月12日の前日までに期日前投票を済ませた者が多いと考えられ、かつ、同月12日以降は期日前投票者数が1,000人を超える日はなかったことが確認することができる。

加えて、同月12日については、午後3時過ぎまで沖縄本島南部地域の暴風警報が発表されていたが、暴風域にある中であえて危険を冒してまで期日前投票所に向く者は多くはなかったものと考えられ、また、暴風警報が解除された直後においても片付け等の台風への事後対応よりも期日前投票を優先させる者も多くはなかったものと考えられる。

これらを総合すると、期日前投票所が閉鎖されていた期間が、繰延投票の期日の5日前から7日前に相当する日となりその期日から離れていることや、当初の選挙期日である同月12日より前の期日前投票者数の比較的多い時期にも当たらないことから、仮に期日前投票所が閉鎖されていた期間に投票が行わ

れていたとしても、それらの期間中に期日前投票者数が1日に1,000人を超えるとは考えがたく、約2.4日間では最大でも2,400人を超えるとは到底考えられないものである。ましてや増加する投票者数の全てが落選人に投票したとも考えられないことから、いずれにせよ増加する投票者数は本件選挙における当選人と落選人の得票差である2,699票を上回ることはないと考えられる。

したがって、当該選挙の規定違反が選挙結果に与える影響は大きなものであったととらえることはできず、その結果に異動を及ぼすおそれはないものと考えられる。

- (3) 続いて、期日前投票所が閉鎖されていた期間に何らかの不正が行われたおそれがあるとの申立人らの主張の論拠とするところについて、同じ市委員会が管理執行する選挙であっても、各選挙はそれぞれが別個独立した選挙であるため、過去に選挙無効になった事例があるからといって、相応の理由もなくその後の選挙も選挙無効になるおそれがあるとの主張は、憶測の範囲を出ない独自の见解であり、また、各選挙における立候補者の得票状況についても、立候補者がそれぞれの選挙で異なっているなど、その状況によりさまざまな態様の差異が生じることは現実にはしばしば見受けられるところである。

風評についても、その根拠や証拠等は一切示されており、いずれも抽象的な疑いで、憶測の範囲を出ない独自の主張であり、具体的な主張立証がない以上採用することはできない。

さらに、市委員会は、再弁明書において平成26年10月12日から14日の午後1時までの間、期日前投票の受付をした事実を明確に否定しており、仮に申立人らの求める不在者投票箱とその投票用紙の検票等を行ったとしても、それによって何が明らかになるのか、何を明らかにすることができるのか等について一切示されていないことから、当委員会としては、その必要性を見いだすことができず、申立人らの主張は採用することができない。

以上のことから、本件選挙においては、市委員会の公選法に対する認識不足により期日前投票所が一時的に閉鎖されたことは違法のそしりを免れないものであるが、本来期日前投票事由を有する者が選挙権を行使できなかった旨の具体的な主張立証も特になく、また、市委員会には法令遵守の徹底や再発防止に向けた真摯な取組が求められるものの、当該選挙の管理執行の手續に関する規定違反が選挙結果に与える影響は限定的なものであったと思料され、その結果に異動を及ぼすおそれがあるとははいえないことから、当該規定違反のみをもって本件選挙が無効であるとするにはできない。

よって、申立人らの主張には理由がない。

3 審査の申立ての理由3について

公選法第216条第1項において準用する行政不服審査法第21条では、異議の申出が不合法なものであっても、補正することができるものであれば、補正を命じなければならないと規定している。

今般、申立人らが市委員会に対して行った異議の申出についても、その表題が「異議の申出」ではなく、「異議申立書」となっており、その他記載漏れ等の要件の不備が散見されたが、市委員会は要件の不備について補正を命じなかったばかりか、弁明書及び反論書によると、申立人らが具体的な記録の提出を求めるなど、その真偽は明らかではないが、合計10人存在する異議申出人のうちの1人と口頭によるやり取りのみをもって、これを公選法第202条第1項の規定による異議の申出には当たらないと判断した上で、一般的な異議の申出に対する決定として処理し、その理由とともに書面により申立人らに通知している。

また、当委員会の実施した本調査によると、市委員会は原決定が公選法第202条第1項の規定に基づく異議の申出に対する決定ではないとの理由により、決定の要旨の告示を行っていないという事実も明らかとなっている。

しかしながら、公選法第265条は、公選法の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、行政不服審査法による不服申立てをすることができないこと、選挙に関する不服申立ては、公選法によって律せられることになっている旨規定しており、選挙に関しては、一般的な異議の申出はできないことになっている。

したがって、申立人らによる異議の申出を市委員会が一般的な異議の申出として処理したことは不適切な対応であり、本件選挙に関する異議申出書が提出された以上、申出の趣旨等が明確になるよう適宜補正を命ずるなど申立人らの釈明を求めるべきであった。

そのような対応がなされてもなお補正がなされない場合は、当該異議の申出が却下になる旨を書面等で明確に伝えるなどの適切な対応を取った上で、補正がなされなかったのであれば公選法に基づく異議の申出に対する決定として却下、補正がなされたのであれば本案審理に入った上で、棄却又は認容の決定をすべきであったと考えられる。

いずれにせよ市委員会がこれらの対応を尽くさずに公選法に基づく異議の申出とは認められない旨却下に相当すると思料される決定を行っていることは明らかであると認め得ることから、その決定は違法なものとして取消しを免れることができない。

以上のとおり、市委員会の決定はこれを取り消すべきものであるが、申立人らの本件審査の申立ての理由1及び2の主張はいずれも理由を欠くものであるので、これを容認することはできない。

よって、当委員会は、主文のとおり裁決する。

平成27年 5月22日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

別表

住 所	氏 名
沖縄県豊見城市字座安333番地	比嘉仁一
沖縄県豊見城市字根差部620番地の1	赤嶺英俊
沖縄県豊見城市字座安287番地の2	松村義一
沖縄県豊見城市字長堂98番地の5	前田順光
沖縄県豊見城市字座安339番地の3	安谷屋保則
沖縄県豊見城市字根差部275番地	我那覇好惟
沖縄県豊見城市字真玉橋324番地の4	黒島多津子
沖縄県豊見城市字伊良波33番地	大城成次郎
沖縄県豊見城市字上田10番地の1 大晴マンション201	宮城克年
沖縄県豊見城市字豊見城296番地の3	平良玲お

正 誤

平成27年 2月 2日付け公報号外第 1号掲載の「保安林の皆伐面積の限度（沖縄県告示第45号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
1	上から 4	平成26年度	平成27年度

平成27年 5月19日付け公報定期第4347号の目次中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
1	上から13	特定漁港漁場整備事業計画の縦覧	特定漁港漁場整備事業計画の案の縦覧

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号</p>
---	--